省　令

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条の三第三項に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の十七第一項第一号中「第六十三条の二第五項」を「第六十三条の四」に改める。

第六十三条の二第一項中「軽自動車届出書」を「届出書」に、「第六十三条の六第二項」を「第六十三条の六第三項」に改め、同条第二項中「軽自動車届出書」を「届出書」に改め、同条第四項中「、軽自動車届出書、軽自動車届出済証、臨時運転番号標及び臨時運転番号標貸与証の様式は、それぞれ第十四号様式、第十五号様式、第十六号様式、第十七号様式及び第十七号様式の二」を「及び臨時運転番号標の様式は、それぞれ第十四号様式及び第十五号様式」に改め、同条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十三条の五を削る。

第六十三条の四第二項中「第十七号様式の三による」及び「この場合において、第六十三条の六第二項の軽自動車届出済証返納証明書の交付を受けている場合にあつては、当該軽自動車届出済証返納証明書を提出しなければならない。」を削り、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三十八条第四項から第六項までの規定は、検査対象外軽自動車について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車検査証」とあるのは「軽自動車届出済証」と、第三十八条第四項中「第三十六条の十七」とあるのは「第六十三条の四」と、同条第五項中「法第七十六条」とあるのは「法第九十七条の三第三項」と読み替えるものとする。

第六十三条の四を第六十三条の五とし、第六十三条の三の次に次の一条を加える。

（検査対象外軽自動車の車両番号）

第六十三条の四　検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

一　検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示するアラビア数字

二　検査対象外軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局を表示する文字

三　自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字

四　四桁以下のアラビア数字

2　第三十六条の十七第二項の規定は前項第二号の運輸監理部又は運輸支局を表示する文字について、同条第三項の規定は運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合において当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象外軽自動車の車両番号について準用する。

第六十三条の六第一項中第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、同条第二項中「前項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号の規定により軽自動車届出済証の返納をしようとする者は、申請書を提出しなければならない。

第六十三条の七第二項中「第十号様式による」を削る。

第六十三条の九第三項中「第六十三条の六第三項」を「第六十三条の六第四項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（検査対象外軽自動車の使用に関する届出書等の様式）

第六十三条の十　検査対象外軽自動車の使用に関する次の表の上欄に掲げる届出書及び申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一　検査対象外軽自動車の使用の届出書（次号及び第五号に掲げる場合を除く。）	軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式
二　検査対象外軽自動車の使用の届出書（第六十三条の六第三項の規定による軽自動車返納証明書の交付を受けた検査対象外軽自動車であつて、軽二輪第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下「この条において「諸元欄事項」という。）に変更のないものについて届出を行う場合に限る。）	軽二輪第一号様式
三　軽自動車届出済証の記入の申請書（第四号及び第六号に掲げる場合を除く。）	
四　軽自動車届出済証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	軽二輪第二号様式
五　検査対象外軽自動車の使用の届出書（試運転又は回送その他特別の事由がある場合に限る。）	軽二輪第三号様式
六　軽自動車届出済証の記入の申請書（検査対象外軽自動車の車両番号のみに変更がある場合に限る。）	軽二輪第四号様式
七　軽自動車届出済証の再交付の申請書	
八　軽自動車届出済証の返納の申請書	軽二輪第五号様式
九　軽自動車届出済証返納証明書の交付の申請書	

2　軽二輪第一号様式の届出書及び申請書に記載すべき事項で氏名又は名称に係るものが当該届出書又は申請書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、軽二輪第六号様式の追加用紙に記載するものとする。

3　前二項に規定する届出書及び申請書（軽二輪第三号様式を除く。）に記載すべき事項で当該届出書又は申請書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、軽二輪第七号様式の追加用紙に記載するものとする。

（軽自動車届出済証等の様式）

第六十三条の十一　検査対象外軽自動車の使用に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一　軽自動車届出済証	軽二輪第八号様式
二　臨時運転番号標貸与証	軽二輪第九号様式
三　軽自動車届出済証返納証明書	軽二輪第十号様式